

公益財団法人森林ネットおおいた林業担い手対策事業業務規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、業務方法書第10条から第14条に規定する労働災害補償対策、若年労働力新規参入促進対策、作業班員雇用安定推進対策、職員雇用安定推進対策、雇用労働者振動障害特殊健康診断促進対策について必要な事項を定め、林業の担い手を確保、育成し、もって森林資源を整備することを目的とする。

第2章 労働災害補償対策

(労働災害補償上乗せ保険)

第2条 業務方法書第10条第1項に規定する労働災害補償保険上乗せ保険（以下「労災上乗せ保険」という。）は、森林組合系統で制度化している労働災害総合保険又は理事長が特に認めた傷害保険等とする。

(助成対象事業)

第3条 業務方法書第10条第2項に規定する助成の対象となる事業内容とは、造林・林産事業に従事する森林整備法人及び民間認定事業主の林業労働者を対象にした労災上乗せ保険の保険料とする。

(助成額)

第4条 助成額は、前条の保険料の1／3以内とする。

(市町村との連携)

第5条 労災上乗せ保険の保険料に対する助成は、林業労働者の居住又は勤務する市町村と連携のもとに助成するものとする。

(認定申請)

第6条 労災上乗せ保険の保険料の助成を受けようとする者は、毎年4月末日までに労働災害補償対策事業認定申請書（様式第1号）を、理事長に提出しなければならない。

(認定通知)

第7条 理事長は、前条の申請が適正と認めたときは、労働災害補償対策事業認定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第8条 前条の認定通知を受けた者は、毎年9月末日までに労働災害補償対策事業助成金交付申請書（様式第3号）を理事長に提出するものとする。

（交付決定通知）

第9条 理事長は、前条の申請に基づき助成額を決定し、労働災害補償対策事業助成金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第10条 前条の決定通知を受けた者は、すみやかに労働災害補償対策事業助成金請求（様式第5号）提出するものとする。

2 理事長は前項の請求をうけたときは、3月末までに助成金を支払うものとする。